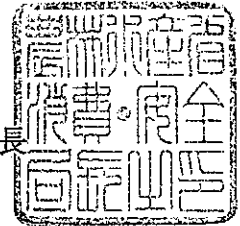


24消安第50号

平成24年4月6日

一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階 俊博 殿

農林水産省消費・安全局長



植物防疫法に基づく沖縄県、奄美群島等からの植物等の移動禁止及び移動制限に関する広報強化週間について

日頃から我が国の植物検疫の実施に当たり、御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、農作物に甚大な被害を与えるアフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーンニング病等の病害虫のまん延を防止するため、沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島からの当該病害虫及びその病害虫が付着するおそれのあるさつまいもやかんきつ類の苗木等の移動を規制しています。

植物防疫（事務）所では、この規制の実効性を確保するため、日頃から広報活動を行っているところですが、平成24年度も別紙のとおり広報強化週間を設け、一層の周知徹底を図ることとしました。

つきましては、本趣旨を御理解の上、貴協会会員に対し、植物防疫法に基づく移動規制について周知徹底していただきますようお願いいたします。

別紙

平成24年度植物防疫法に基づく沖縄県、奄美群島等からの植物等の移動禁止及び移動制限に関する広報強化週間について

1 趣 旨

沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島においては、さつまいもやかんきつ類の苗木等の農作物に甚大な被害を与えるアフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病等の特別な病害虫が発生している。これらの病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の2及び第16条の3の規定に基き、これらの病害虫やその病害虫が付着するおそれのある植物の移動が規制されている。

この移動規制の実効性を確保するため、移動規制地域への旅行者が増加する時期にあわせて広報強化週間を設け、旅行者及び移動規制地域内の住民、生産者等に対する広報活動を実施することにより、移動規制内容の周知徹底を図るものとする。

2 実施時期

第1回	4月16日～	4月20日
第2回	7月9日～	7月13日
第3回	12月10日～	12月14日

3 主な広報活動の内容

- (1) 海空港におけるリーフレット等の配布又は設置
- (2) 海空港におけるポスターの掲示、広報板の整備
- (3) 船機内、待合室等の乗客に対するアナウンス
- (4) 地方自治体及び関係団体等へのポスター及びリーフレットの配布
- (5) 地方自治体及び関係団体発行の広報誌への掲載
- (6) テレビ、新聞等による報道
- (7) 沖縄県及び奄美群島における観葉植物等生産者へのリーフレット配布
- (8) 沖縄県及び奄美群島における観光地（農産物販売場所）でのリーフレット配布

4 実施主体

農林水産省

横浜植物防疫所

名古屋植物防疫所

神戸植物防疫所

門司植物防疫所

那覇植物防疫事務所

5 重点実施場所及び担当所

(1) 移動規制地域からの直行便又は経由便が到着する海空港

都道府県	実施場所	担当所	
北海道	新千歳空港	横浜植物防疫所	札幌支所
宮城県	仙台空港	〃	塩釜支所
東京都	東京港竹芝埠頭	〃	東京支所
〃	〃 有明埠頭	〃	〃
〃	東京国際空港	〃	羽田空港支所
千葉県	成田国際空港	〃	成田支所
新潟県	新潟空港	〃	新潟支所
石川県	小松飛行場	名古屋植物防疫所	伏木富山支所金沢出張所
愛知県	中部国際空港	〃	中部空港支所
静岡県	静岡空港	〃	清水支所
大阪府	大阪国際空港	神戸植物防疫所	大阪支所
〃	阪神港大阪港区	〃	〃
〃	関西国際空港	〃	関西空港支所
兵庫県	阪神港神戸港区	〃	
〃	神戸空港	〃	
岡山県	岡山空港	〃	広島支所水島出張所
広島県	広島空港	〃	広島支所
香川県	高松空港	〃	坂出支所
愛媛県	松山空港	〃	〃 松山出張所
福岡県	博多港	門司植物防疫所	福岡支所
〃	福岡空港	〃	〃 福岡空港出張所
長崎県	長崎空港	〃	〃 長崎出張所
熊本県	熊本空港	〃	鹿児島支所八代出張所
宮崎県	宮崎港	〃	〃 細島出張所
〃	宮崎空港	〃	〃 〃
鹿児島県	志布志港	〃	〃 志布志出張所
〃	鹿児島港	〃	〃
〃	鹿児島空港	〃	〃 鹿児島空港出張所

(2) 未規制地域への直行便又は経由便が出発する海空港

都道府県	実施場所	担当所
東京都	小笠原父島二見港	国土交通省小笠原総合事務所(植物防疫官駐在)
鹿児島県	トカラ列島内の海港	門司植物防疫所 鹿児島支所
〃	奄美群島内の海港	〃 名瀬支所
〃	奄美空港	〃 〃
〃	喜界空港	〃 〃
〃	徳之島空港	〃 〃
〃	沖永良部空港	〃 〃
〃	与論空港	〃 〃
沖縄県	那覇港	那覇植物防疫事務所
〃	本部港	〃
〃	久米島空港	〃
〃	那覇空港	〃 那覇空港出張所
〃	嘉手納飛行場	〃 嘉手納出張所
〃	平良港	〃 平良出張所
〃	宮古空港	〃 〃
〃	石垣港	〃 石垣出張所
〃	石垣空港	〃 〃

(3) 移動規制地域内の郵便局、宅配便、貨物、青果物取扱店等

都道府県	実施場所	担当所
東京都	小笠原諸島	国土交通省小笠原総合事務所(植物防疫官駐在)
鹿児島県	トカラ列島	門司植物防疫所 鹿児島支所
〃	奄美群島	〃 名瀬支所
沖縄県	沖縄県全域	那覇植物防疫事務所及び同事務所各出張所